

#### 第4款 任意による旅行の取り止め

(旅行開始前の普通旅客運賃の払い戻し)

第133条 旅客は、旅客開始前に、普通乗車券が不要となった場合は、その乗車券の券片が入鉢前で、かつ、有効期間内（前売の乗車券については、有効開始前を含む）である時に限って、これを駅に差し出して既に支払った旅客運賃の支払い戻しを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券1枚につき220円を支払うものとする。ただし、不要となった乗車券が第142条の規定による場合は、手数料を必要としない。

(使用開始前の定期旅客運賃・回数旅客運賃の払い戻し)

第134条 前条の規定は、有効開始前の定期乗車券・使用開始前の回数乗車券について準用する。ただし、払い戻し手数料は220円とし、定期乗車券においては定期乗車券を発売する駅において取扱う。

- 2 定期乗車券について前項の払いもどしを請求する場合、定期乗車券の使用者は公的証明書等を呈示し、記名人本人であることを証明しなければならない。ただし、別に定めるところにより、当該定期乗車券の記名人の代理人に対し、払いもどしをすることがある。

(旅行開始前の団体旅客運賃の払い戻し)

第135条 旅客は、旅行開始前に団体乗車券が不用となった場合は、始発駅出発時刻までにこれを駅に差し出した時に限って、既に支払った団体旅客運賃の払い戻し請求をすることができる。この場合、旅客は手数料として、乗車券1枚につき220円（保証金を充当して発行したものについては、保証金の額に相当とする額）を支払うものとする。

2. 団体旅客の人員が、旅行開始前に減少した場合で、請求がある時は、減少した人員に対し、前各項の規定を準用して旅客運賃を払い戻しすることがある。

(使用開始前の貸切旅客運賃の払い戻し)

第135条の2 貸切旅客が出発の前日または、当日（1時間前までに）貸切乗車券を発行した駅に限り1両につき1,080円の手数料を収受して貸切旅客運賃を払い戻しすることができる。車両を既に旅客の乗車駅に回送した場合は、1両1キロメートルごとに220円の空車回送料を合わせて収受するものとする。

2. 前項以外の日に取り消した場合は、本社の承認により560円の手数料を収受して貸切旅客運賃を払い戻しすることができる。

(使用開始後の貸切旅客運賃の払い戻し)

第135条の3 貸切旅客が、復路の乗車を前日または、当日に取消した場合は、本社の承認により貸切乗車券を発行した駅に限り1両1キロメートルごとに220円の空車回送料を収受して、復路の区間に相当する大人普通旅客運賃35人分を払い戻しすることができる。

(旅行開始後または使用開始後の旅客運賃の払い戻し)

第136条 旅客は、普通乗車券を使用して旅行を開始した後、旅行を中止した場合は、その乗車券が有効期間であって、かつ、乗車していない区間の営業キロが100キロメートルを超える時に限ってこれを旅行を中止した駅に差し出して既に支払った旅客運賃から、既に乗車した区間の普通旅客運賃（当該乗車券が副引乗車券の場合は旅行を中止しても既乗車区間が、その割引条件を満たす時は割引旅客運賃）を差し引いた残額の払い戻しを請求することができる。この場合、旅客は手数料として乗車券1枚につき220円を支払うものとする。

(不乗区間に対する旅客運賃の払い戻しをしない場合)

第137条 旅客は、第73条の規定により乗車券の券面に表示された発着区間内の途中駅から任意に旅行を開始し、または同区間内の途中下車で下車した後に前途の駅から任意に乗車した場合の不乗区間について、旅客運賃の払い戻しを請求することが出来ない。

(定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払い戻し)

第138条 旅客は、定期乗車券の使用を開始した後、その定期乗車券が不要となった場合は、有効期間内であった時に限って、これを定期乗車券を発売する駅に差し出して、既に支払った定期旅客運賃から、使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額の払い戻しを請求することができる。この場合、旅客は手数料として乗車券1枚につき220円を支払うものとする。

2. 定期乗車券について前項の払いもどしを請求する場合は、第134条第2項の規定を準用する。
3. 第1項の計算については、払い戻し請求の当日は経過数に算入し、また1ヶ月未満の経過日数は1ヶ月として計算する。
4. 第1項の定期乗車券の経過月数に相当する定期旅客運賃は、次の号によって計算する。
  - (1) 使用経過月数が1ヶ月または3ヶ月の時は、各その月数に相当する定期旅客運賃
  - (2) 使用経過月数が2ヶ月の時は、1ヶ月に相当する定期旅客運賃の2倍の額
  - (3) 使用経過月数が4ヶ月の時は、3ヶ月と1ヶ月に相当する定期旅客運賃の合算額
  - (4) 使用経過月数が5ヶ月の時は、3ヶ月と1ヶ月の2倍に相当する定期旅客運賃の合算額

(定期乗車券を使用開始後任意による払い戻しする場合の特例)

第139条 定期乗車券を使用開始後任意により払い戻しする場合は、使用開始7日以内に限り、既収定期乗車運賃から、手数料220円と定期乗車券の区間の普通旅客運賃は、1日1往復したのものとして計算した額を差し引いた残額を払い戻しする。

(定期乗車券の区間変更運賃による払い戻し)

第140条 定期乗車券の種類または、区間変更による払い戻しをする場合は、旬割計算により払い戻しをする。

(1) 旬割計算の計算方は、次による。

既収定期旅客運賃について、1ヶ月、30日、3ヶ月、90日、6ヶ月、180日で除し、1円未満の端数を1円単位に切り上げた額（これを「払い戻し月割額」という）を10倍した額（これを「旬割運賃」という。）に当該定期乗車券の有効開始の日から申し出のあった日までの経過旬数（1旬未満の端数は1旬とする。）を乗じた額に手数料220円を加えた額を既収定期旅客運賃から差し引いた残額とする。

(定期乗車券の紛失発見による払い戻し)

第141条 紛失した定期乗車券の発見により重複購入となったため、不要となった定期乗車券の払い戻しは、新たに購入した定期乗車券について、旬割計算により払い戻しの取り扱いをする。

(回数乗車券使用開始後の旅客運賃の払い戻し)

第141条の2 旅客は、回数乗車券の使用を開始した後、その回数乗車券が不要となった場合は、有効期間内であった時に限って、これを回数乗車券を発売する駅に差し出して、既に支払った回数旅客運賃から、その区間に対する普通旅客運賃に使用券片数を乗じて得た額を差し引いた残額の払い戻しを請求することができる。この場合、旅客は11券片までにつき（通学回数乗車券にあっては13券片までにつき）手数料として220円を支払うものとする。

(旅行中止による有効期間の延長及び旅客運賃の払い戻し)

第142条 旅客は、旅行開始後、次の各号の1に該当する場合であって、かつ、その所持する乗車券が有効期間内である時は、1回に限って、乗車券を預けた日から有効期間を延長する事由がなくなった日の前日までの日数（30日を限度とする）について、乗車券の有効期間の延長を請求し、または既に支払った旅客運賃からすでに乗車した区間の普通旅客運賃を差し引いた残額の払い戻しをその旅行を中止した駅に請求することができる。この場合、払い戻しを受ける旅客は、手数料として乗車券1枚につき220円を支払うものとする。

(1) 傷い疾病によって旅行を中止した時。

(2) 国会から喚問その他これに類する行政権または司法権の発動によって旅行を中止した時。

2. 前項の規定による有効期間の延長の請求は、旅行開始前の乗車券についても、これを準用する。

3. 定期乗車券・回数乗車券・団体乗車券を使用する旅客は、前2項の請求をすることができない。

4. 旅客は、第1項及び第2項の規定により乗車券の有効期間の延長の取扱いを請求しようとする場合は、あらかじめ関係の駅に申し出て、その乗車券を駅に預けるものとし、かつ、旅行を再び開始する際乗車券に有効期間延長の証明を受けた上、これを受け取るものとする。この場合、旅客が、第1項の規定により延長のできる期間を原有効期間に加算した有効期間に再び旅行を開始しない時は、その乗車券は無効として回収する。

(傷い疾病等の場合の証明)

第143条 旅客は、前条の規定により有効期間の延長または旅客運賃の払い戻しを請求する場合は、その原因が外傷等で見してその事実が認定できる場合を除き、医師の診断書等これを証明するに足りるものを呈示するものとする。

(有効期間の延長及び旅客運賃の払い戻しの特例)

第144条 発行当日限り有効の乗車券を所持する旅客は、当日最終の列車に乗り遅れた場合は、直ちに当該乗車券を係員に呈示して有効期間の延長または旅客運賃の払い戻しを請求することができる。この場合は、その翌日まで有効期間の延長または手数料220円を収受して旅客運賃の払い戻しの取扱いをする。

(列車等の運行不能・遅延の場合の取扱い)

第145条 旅客は旅行開始、または使用開始後に次の各号に該当する理由が発生した場合には、その理由発生以前に購求した乗車券について次の各号の1に該当する取扱いを選択の上請求することができる。ただし、定期乗車券及び回数乗車券を使用する旅客は、無賃送還の取扱い(定期乗車券を除く)に限ってこれを請求することができる。

(1) 列車等が運行不能になった時。

イ. 第146条に規定する旅行の中止及び旅客運賃の払い戻し。

ロ. 第147条に規定する有効期間の延長。

ハ. 第148条に規定する無賃送還及び旅客運賃の払い戻し。

二. 第150条に規定する不通区間の別途旅行及び旅客運賃の払い戻し。

ホ. 第151条に規定する定期乗車券もしくは、回数乗車券の有効期間の延長または旅客運賃の払い戻し。

(2) 列車等が運行時刻より遅延し、そのために接続駅で目的地に出発する列車等に接続を欠いた時。(接続を欠きまたは遅延することが確実な場合を含む)

イ. 第146条に規定する旅行の中止及び旅客運賃の払い戻し。

ロ. 第147条に規定する有効期間の延長。

ハ. 第148条に規定する無賃送還及び旅客運賃の払い戻し。

(3) 車両の故障その他会社の責任とする事由により旅客が旅行の用務を失ったと認められる時。

イ. 第146条に規定する旅行の中止及び旅客運賃の払い戻し。

ロ. 第147条に規定する有効期間の延長。

2. 旅客は、旅行開始前に前項各号に定める事由が発生したため、事故発生前に購求した乗車券(定期乗車券及び回数乗車券を除く)が不要となった場合は、その乗車券が有効期間内(前売の乗車券については、有効期間の開始前を含む)である時に限って、これを駅に差し出して既に支払った旅客運賃の払い戻しを請求することができる。

(旅行中止による旅客運賃の払い戻し)

第146条 運行不能の場合の旅行中止による旅客運賃の払い戻しは、旅行中止駅、着駅間に対する旅行運賃とする。ただし、その乗車券が割引乗車券である時は割引条件のいかんに関わらず、当該割引の旅客運賃とする。

(乗車券の有効期間延長の取扱方)

第147条 第145条第1項の規定による旅客が乗車券の有効期間の延長の取扱いを請求した場合は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 旅客は乗車券の有効期間の延長を請求しようとする場合は、あらかじめ関係の駅に申し出て、その乗車券を駅に預けるものとする。この場合、延長する有効期間は、次の期間とし、この期間を原有効期間に加算したものを当該乗車券の有効期間とする。
  - イ. 第145条第1項第1号に定める事由の場合は、乗車券を預けた日から開通後5日以内において旅行を再び開始する日の前日までの日数
  - ロ. 第145条第1項第2号及び同項3号に定める事由のある場合は、1日
- (2) 旅客は、旅行を再び開始する際、乗車券に有効期間延長の証明を受けた上有効期間延長の取扱いを受けるものとする。
- (3) 旅客が、第1号の規定により延長のできる期間を原有効期間に加算した有効期間に再び旅行を開始しない時は、その乗車券は無効として回収する。

(無賃送還の取扱方)

第148条 第145条第1項の規定による旅客が無賃送還の取扱いを請求した場合は次の各号に定めるところによる。

- (1) 無賃送還は、その事実が発生した際使用していた乗車券の券片に表示された発駅までとする。この場合、当該乗車券が発駅共通のものである時は、発駅共通区間内の旅客の希望駅までとする。
  - (2) 無賃送還は、最近の時刻に乗車券面に表示された発駅に向けて出発する列車に乗車する場合に限り取扱うものとする。
  - (3) 無賃送還は、乗車券面に表示された経路による。
  - (4) 無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。
  - (5) 旅客が、第2号及び第3号による乗車を拒んだ時は、無賃送還の取扱いをしない。
2. 前項の無賃送還を行った場合は、次の各号の定めによって旅客運賃の払い戻しをする。ただし、回数乗車券を使用する旅客については、払い戻しの取り扱いをしない。
- (1) 乗車券面に表示された発駅まで送還した時は、既に収受した旅客運賃の全額
  - (2) 旅客の請求によって、乗車券面に表示された着駅に至る途中駅まで送還した時または旅客が無賃送還の途中に下車した時は、次に定める額
    - イ. 原乗車券が無割引のものである時は、途中駅、着駅間に対する無割引の普通旅客運賃
    - ロ. 原乗車券が割引のものである時は、割引条件のいかんに関わらず、途中駅、着駅間に対する当該割引の旅客運賃。
  - (3) 前各号の場合において、旅客が当該乗車券を使用して途中下車をしていた時（前号の場合は、途中駅・着駅間の駅に途中下車をしていた時に限る。）は、その途中下車駅（途中下車駅が2駅以上の時は、最終途中下車駅）を途中下車駅とみなして前号の規定によって計算した額。
3. 第1項の無賃送還を行った場合、回数乗車券を使用する旅客は当該券片をその後1回に限り、その券面表示事項に従って使用することができる。

(旅客運賃の払い戻し駅)

第149条 第146条・第148条により旅客運賃の払い戻しを受けようとする旅客は、次の号に定める駅で旅客運賃の払い戻しの請求をしなければならない。

- (1) 無賃送還の取扱いを受けない旅客は、旅行中止駅
- (2) 無賃送還の取扱いを受ける旅客は、送還を終えた駅

(不通区間の別途旅行の取扱方)

第150条 第145条の規定により列車等の運行不能のため不通となった区間を、旅客が社線によらないで別途に旅行し、乗車券の有効期間内に、前途の駅から乗継をする時は、あらかじめ係員に申し出て不乗証明書と交付を受け、その証明書に記載された不乗区間に対する旅客運賃の払い戻しを請求することができる。

(運行休止の場合の有効区間の延長または旅客運賃の払い戻し)

第151条 定期乗車券または回数券を使用する旅客は、列車等が運行休止のため、引き続き5日以上その乗車券を使用できなくなった場合は、その乗車券を駅に差し出して、相当日数の有効期間の延長を請求し、または次の各号に定める金額の払い戻しを請求することができる。

(1) 定期乗車券

使用しない区間(2区間以上ある場合は、その区間のキロ程を通算する)の原定期乗車券と同一の種類・期間による定期旅客運賃を次の日数(第37条第2項の規定により、端数となる日数を付加して発売したものにあつては、当該日数を加えた日数)で除し、その1円未満の端数を1円単位に切り上げた日割額に休止日数を乗じ、端数計算した額

イ. 有効期間が1ヶ月のものにあつては、30日

ロ. 有効期間が3ヶ月のものにあつては、90日

ハ. 有効期間が6ヶ月のものにあつては、180日

(2) 回数乗車券

回数旅客運賃に残余の券片数を乗じ、これを総片数で除して端数計算した額